



Title	日清戦時財政の法史的考察
Author(s)	矢切, 努
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 405-428
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/99482">https://doi.org/10.18910/99482</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 日清戦時財政の法史的考察

矢 切 努

## はじめに

近年、日本の安全保障政策は転換期を迎えており、2023年6月、政府はGDP比2%の防衛費実現に向け、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（法律第69号）を公布した。これは、防衛費増額に必要な財源を確保するための財源措置を目的としたものである。<sup>(1)</sup>さらに政府は、防衛費を建設国債の発行対象にする方針も示したが、公債発行＝借金で防衛費を賄わないとする「戦後の不文律」の破棄につながるのではないか、との懸念も示されている。<sup>(2)</sup>

この「戦後の不文律」とは、「財政法」（1947年法律第34号）第4条第1項の規定にも拘わらず、戦後初の「赤字国債」発行を可能にする法律案（1966年法律第4号「昭和四〇年度に於ける財政処理の特別措置に関する法律」）の委員会審議で福田赳氏蔵相が示した、公債発行によって軍備費を捻出することはしないとの答弁に基づくものである。<sup>(3)</sup>

「財政法」は、財政民主主義や租税法律主義など、国会の財政統制を認めた「日本国憲法」に基づき、財政処理の基本原則や予算・決算制度を定めた基本法である。同法第4条第1項は、「非募債主義」を「原則」とし、但書で公共事業費等についてのみ建設公債発行を認めた。同法第5条は、公債発行は「日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」と規定し、原則、国債の日本銀行（以下、日銀と略称する）引受けや借入金の日銀からの借入を禁止した。これらの規定は、戦前日本が日銀借入や公債発行で戦費を調達し、国力を超越した戦争を遂行した

ことへの反省に立ち、「財政を通じて戦争危険の防止を狙」って制定されたものであった。<sup>(4)</sup>

戦前日本の戦時税財政構造は、日銀からの借入金、軍事公債の発行、そして戦時税によって戦費を賄うものであった。では、このような日本の戦時税財政構造は、どのようにしてできあがったのであろうか。本稿は、上述したような現代日本の安全保障環境を踏まえつつ、戦前日本における戦時税財政構造の形成過程を、日清戦争時において解明せんとするものである。その理由は、次の通りである。

戦前日本の戦時税財政構造については、経済史や財政史の分野での詳細な研究業績がある。しかし、その主たる研究対象は、日露戦争や満州事変以降であり、近代日本国家の最初の対外戦争である日清戦時財政の検討は、未だ十分に行われているとはいえない。中でも、特に重要な日清戦時財政構造を構築した戦時財政法については、未だその検討は十分に行われていないと考えられる。本稿は、上述したような従来の研究上の欠陥をふまえ、日清戦時財政法を再検討し、日清戦時財政構造の意義を解明せんとするものである。

## 第1章　日清戦争の意義と開戦の経緯

近年、日清戦争に関する優れた研究蓄積により、戦争の位置付けや開戦の経緯は相当明らかとなった。以下では、これらの先行研究に依拠しつつ、日清戦争の意義を概略し、筆者が戦前日本の戦時税財政を解明するにあたり、日清戦時財政法を再検討する理由を述べる。

日清戦争は、朝鮮の支配権をめぐり、日清両国で最初の西洋的方式と近代的兵器によって行われた全面戦争であった。その期間は、1894年7月23日の朝鮮王宮占拠事件（以下、朝鮮事件と略称する）に始まり、同月25日から翌1895年4月17日までの対清戦争、そして同年5月10日から11月18日に至る台湾征服戦争の1年4カ月に及ぶ大戦争であった。<sup>(9)</sup>

日清戦争の直接的要因は、朝鮮事件に端を発する。朝鮮出兵は、大日本帝国憲法制定後初の海外出兵であり、最初の近代的・組織的な出兵であった。その

ため朝鮮事件は、近代的・組織的出兵を支える国内体制構築の契機となり、「戦時国内体制」形成の土台ともなった。<sup>(10)</sup>

法制面では、朝鮮の独占的支配をめぐる日清戦争の勝利で、日本は台湾・澎湖諸島を領有し、その後の日露戦争を経て1910年8月に韓国を併合した日本は、台湾・朝鮮を領有する植民地帝国としての法構造を有する近代国家として、一応の成立を果たす。<sup>(11)</sup>

財政面では、日清戦争は近代日本最初の対外戦争であり、それ以前の日本が経験した内戦とは、戦費調達の方法も異なった。西南戦争では、紙幣の強制発行や富豪からの借入金、献納金等が主たる戦費調達方法であったが、日清戦争以降、「近代的意味における任意公債の発行と租税」が戦費調達の主たる手段となった。<sup>(12)</sup>

結果的には、日清戦争では戦時税創設は見送られ、臨時軍事予算2億5,000万円の内、2千数百万円の国庫剩余金を除き、軍事公債と日銀からの借入金で戦費が調達され、軍事費の半分超が軍事公債（1億1,681万円）で賄われた。このように、日清戦争は、近代日本が戦費調達のための軍事公債を初めて発行して戦った「軍事公債ノ起因」<sup>(13)</sup>としての地位をなし、日清戦時財政運営で軍事公債が大きな比重を占めたのである。筆者が、日清戦時財政法を再検討する理由は、この点にある。以下では、先行研究に依拠しつつ、日清開戦に至る経緯を簡単に概観しておこう。

1894年、朝鮮では東学農民戦争が発生し、日本人追い出しや閔氏政権打倒を掲げた反乱が起こっていた。<sup>(16)</sup> 6月2日、朝鮮政府が反乱鎮圧のため清国に派兵を求めたとの電報を受け、陸奥宗光外相の主導の下で、日本政府は同日の閣議で天津条約を理由とする朝鮮出兵を決定した。しかし、同出兵は必ずしも内閣の総意に基づく決定ではなかった。対清戦争も辞さない姿勢を有していた陸奥外相ら外務省と、天津条約以来の清国との協調関係の維持を望む伊藤博文首相ら閣僚との意見の相違も存在したからである。<sup>(17)</sup>

なお、大鳥圭介駐朝鮮公使が陸戦隊を率いて帰任した際には、朝鮮での反乱は既に鎮静に向かっていた。朝鮮政府軍と農民軍との間で「全州和約」が成立し、朝鮮政府は日清両軍に撤兵を求めた。しかし、日本は、清国の拒否を見込

んで日清両国共同の朝鮮内政改革を清国に提案し、清国がこれを拒否すると、日本は単独で内政改革を朝鮮政府に通告した。20日には、日本は対清宗属関係の破棄と清国軍の撤兵などを要求する最後通牒を朝鮮政府に突き付け、回答期限が過ぎた23日に、軍事力を行使して朝鮮王宮を占領して閔氏政権を打倒すると、国王から清国軍駆逐の依頼を引き出し、日清開戦の口実とした上で、25日に清国との豊島沖海戦(18)を敢行し日清戦争に至った。

このように朝鮮出兵は当初、閣内不一致の下で進められたため、対清全面戦争に向けた十分な事前準備はなされておらず、戦時財政構造は、開戦後に整備されざるを得なかつたのである。

## 第2章　日清戦争と戦時財政の構築

### 第1節　朝鮮出兵の経緯と経費

そこで、朝鮮出兵経費は、当面の措置として約100万円の第二予備金（「会計法」〔1889年法律第4号〕第7条の「予算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル」予備金）と約2,600万円の国庫剩余金（1893年度以前の歳計剩余金）で賄われることとなつた。(20)

1894年6月5日、第一次朝鮮出兵が行われたが、同出兵は兵員と警察官を帶同する大鳥公使の朝鮮帰任によって実行された。同出兵で警察官が帶同した理由は、対清軍事行動に消極的な伊藤首相の意向に配慮した、陸奥外相による朝鮮出兵を既成事実化するための妥協策であった。朝鮮出兵は外務省中心で決定され、具体的な実施は、主務省である内務省と海外出兵体制が未整備であった陸軍に代わり護衛兵員を派遣することとなつた海軍省とで進められた。

既述したように、閣内不一致の下での出兵であったこともあり、内務省からの警察官派遣経費の大蔵省への請求は五月兩式に行われた（同年6月4日、8月1日、9月27日など）。また、常設の海兵隊や兵員運搬用艦船を保有していなかつた海軍も、朝鮮・中国近海で訓練中の軍艦乗員からの陸戦隊を編制し、「差向キ」の軍艦派出経費等の請求を五月兩式を行つた（6月5日、6月8日など）。海軍からの6月8日の請求に対して、渡邊国武蔵相は「第二予備金ハ

既ニ払切」であるため国庫剩余金から支出するよう伊藤首相に請議し、裁可さ  
<sup>(23)</sup>れています。

このように朝鮮出兵にあたって、戦時財政運営の事前準備ができていなかった大蔵省は、当面の措置として、戦費を第二予備金と国庫剩余金で賄う方針であったが、上述の通り、6月8日の段階で、既に第二予備金は枯渇しており、国庫剩余金からの支出を余儀なくされていた。さらに、陸軍も大規模な出兵準備に着手して6月中旬に全兵員の朝鮮派遣が完了し（第二次朝鮮出兵）、7月23日の朝鮮事件、25日からの対清戦争に発展した。

## 第2節 日清戦時財政構築の経緯と大蔵省の戦時運営の基本方針

大蔵省は、日清開戦にあたり、戦時財政運営の事前準備ができていなかった。この点は、当初の戦費調達のための勅令が「朝鮮事件ニ関スル財政上必要処分ノ件」（傍点一筆者）とされ、対清全面戦争が想定されていなかったことからも明らかである。当然、大規模な日清戦争の経費を、第二予備金や国庫剩余金で賄うことはできず、大蔵省は、戦時財政への転換を余儀なくされた。しかし、<sup>(24)</sup>1894年5月31日、衆議院では伊藤内閣批判の上奏文が可決され、6月2日の閣議で、伊藤内閣は朝鮮出兵とともに衆議院の解散を閣議決定していたため、政府は軍事費予算への協賛を受けられない状況にあった。

そこで7月30日、渡邊蔵相は「朝鮮事件ニ係ル臨時費ハ明治二十六年度ノ国庫剩余金ヲ以テ支弁シ来リタルモ追追巨額ニ昇リ到底財源ニ不足ヲ生スヘキニ付憲法第七十条ニ依リ財政上緊急ノ処分」（傍点一筆者）により、戦費を調達<sup>(25)</sup>する方針を決めた。そして8月14日に「朝鮮事件費ニ関スル財政上必要処分ノ件」（勅令第143号）が公布され、日銀からの一時借入と軍事公債発行による戦費の調達が決定された。憲法第70条は、周知の通り、議会招集が困難で「臨時緊急」の場合に限り、議会の協賛を経ずに「財政上必要ノ処分」を行うことを認めたものであるが、この勅令第143号は日本近代史上初の憲法第70条に基づく財政上の緊急処分であった。日清戦争は、近代日本における議会解散中の緊急勅令に基づく戦費調達方法の先鞭をつけたのである。さらに、8月16日には、この勅令第143号に基づき、「軍事公債条例」（勅令第144号）が公布され、<sup>(26)</sup><sup>(27)</sup>

5,000万円以下の軍事公債を利子6%以下、5年据置、翌年より50年以内の償還という条件で公募することとなった（第1回軍事公債）。

これら緊急勅令に基づく、戦時財政の構築に先立ち、大蔵省では8月3日、日清戦費の見通しと財政計画が検討され、省内協議を経て「軍費意見」が起草された（8月9日）<sup>(28)</sup>。この段階では、大蔵省は戦費の予想も立てられないため、西南戦時の戦費を基準に、3つの戦争継続期間に基づく戦費総額の見通しと財源調達方針を示した。これは、初の対外戦争である日清戦時財政運営に関する大蔵省主計局の基本方針を示したものとして注目される。その内容は、以下の通りである。

(1)甲：戦争期間約6カ月・戦費5,000万円

（財源）①国庫剰余金（2,600万円）、②特別会計資金（1,600万円）、③「借入金若クハ公債」（800万円）、②・③は後日、永期公債か剰余金で償却

(2)乙：戦争期間約1年・戦費1億円

（財源）甲の①・②及び③1895年度歳入金の前倒使用（1,500万円）、④酒・煙草・所得税増税（500万円）、⑤公債募集金（2,000万円）、⑥借入金（1,800万円）、②・⑥は後日、永期公債か剰余金で償却

(3)丙：戦争期間約1年半・戦費1.5億円

（財源）甲の①・②及び③1895年度歳入金の前倒使用（2,000万円）、乙の④、⑤及び地租5厘増徴（700万円、但し1年限）、⑥公債募集金（3,000万円）、⑦借入金（4,600万円）、②・⑦は後日、永期公債か剰余金で償却

大蔵省は、甲の場合「軍費支弁ノ道容易」であり、乙の場合は「頗ル困難」で、丙の場合には「一層困難ノ度甚シク」「更ニ増税ノ処分ヲ講セサルヲ得」ないと考えていた。さらに大蔵省は、政府が「経費ヲ節約シ新事業ノ如キハ中止シ得ラル、限リ之ヲ中止シ歳入ノ大半ヲ挙ケ軍費ニ供スル」「覚悟」を持つ必要があるとも考えていた。その理由は、戦禍が拡大すれば「最早経済社会紊

乱ノ如何ヲ顧ミルニ暇アラス非常手段ヲ採ルノ外ナ」<sup>(31)</sup>いからであった。

この「軍費意見」で注目されるのは、大蔵省は、戦費調達に酒税・煙草税等の消費増税、所得増税、そして地租増徴を計画していたことである。特に、大衆課税的性質を有する消費税や資本主義国家税制の主軸となる所得税は、欧米諸国の戦時税でも主要税目に挙げられるものである。とはいって、「軍費意見」の戦時増税は僅か1,200万円程度に過ぎず、増税に先立ち歳出削減を前提としていた。また、地租増徴も民衆反発への懸念から1年限りとされ、あくまでも「非常手段」に過ぎなかった。そもそも大蔵省は、「日銀借入金により民間に大量の資金散布を行ない、機を見て軍事公債でこれを吸収するという戦時財政方式」を予定しており、軍事公債より借入金を主要財源と考えていた。この点、大蔵省は日清戦争の段階で、「日銀の軍事公債引受け→軍事費の民間散布→日銀の軍事公債市中売却という満州事変以降の戦時金融=戦費調達方式と同一」<sup>(32)</sup>の方式を想定していたのである。

最終的には、戦費を軍事公債発行で賄えたため「軍費意見」の閣議提出は見送られ、戦時増税も行われなかった。しかし、この「軍費意見」には、上述したような、軍事公債発行と戦時税の創出による戦費の調達という、満州事変以降の戦時税財政構造の萌芽を見出し得るのである。

### 第3節 日清戦時財政法の整備

1894年9月、衆議院総選挙が行われ、10月から第7回帝国議会（臨時議会）<sup>(34)</sup>が、大本営（広島）下で招集された。同議会は、日本近代史上初の戦時議会である。開会に先立つ9月17日、渡邊蔵相は、財政上の緊急処分に関する勅令第143号、及び同勅令に基づき軍事公債発行を可能にした勅令第144号について、<sup>(35)</sup>憲法第64条第2項の規定に基づき、帝国議会の事後承諾を求める事、軍事公債募集にあたり、一般歳入・歳出と混同できないとの理由から特別会計制度を設けること、等を閣議に上奏した。そして、10月13日の大蔵省幹部と陸海軍との協議を経て、日清戦争の臨時軍事費予算を1億5,000万円と決定した。こうして、第7議会に「臨時軍事費予算案」、「臨時軍事費特別会計法律案」、「軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律案」の協賛、及び「朝鮮事件費ニ関スル財政

上必要処分ノ件」(勅令第143号)、そして「軍事公債条例」(勅令第144号)、予算外支出(約6,000万円)の事後承諾案の6件が提出された。臨時軍事費予算の1億5,000万円は、歳入の内2,600万円を国庫剩余金で、それ以外は全て軍事公債で賄うもので、予算外支出6,000万円は勅令に基づく既出の陸軍軍事費・海軍軍事費を含めたものであった。

こうして第7議会では、開戦前の一般会計歳入決算額の約1.5倍に及ぶ巨額の臨時軍事費予算案が「全会一致」で可決・成立し、事後承諾を求めた2件の勅令も承諾された。<sup>(37)</sup>また、「臨時軍事費特別会計法案」・「軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律案」も可決・成立し、<sup>(38)</sup>10月24日、「臨時軍事費特別会計法」(法律第24号)、<sup>(39)</sup>「軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律」(法律第25号)として公布された。<sup>(40)</sup>同議会は、政府が議案を臨時軍事費に絞ったこともあり、ほぼ即決で政府提案を承認した。

1895年2月の第8回帝国議会でも、渡邊蔵相は、臨時軍事費追加予算案1億円を軍事公債法案(1億円以内)とともに提出した。これは、当初の1億5,000万円では戦費に不足が生じることが予想されたため、追加で1億円を計上してその全額を軍事公債で賄うとするものであった。<sup>(41)</sup>第8議会でも、この臨時軍事予算案及び軍事公債法案が「全会一致」で可決・成立した。さらに、同議会衆議院では、政府提出の軍事公債法案は「但募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム」であったのに対し、「但」の下に「募集ノ価額及」の文言の追加修正を行い可決した。<sup>(42)</sup>この追加修正は募集価額設定の「自由ト云フモノヲ當局者(大蔵大臣一筆者)ニ与ヘ」<sup>(43)</sup>る趣旨で行われたものであり、戦時の政府・大蔵省の臨機応変な対応を可能にするための措置であった。こうして「軍費支弁ノ為公債募集ニ関スル法律」(1895年法律第8号)が公布され、3回目の軍事公債発行も可能となった。

以上のように、近代日本初の対外戦争である日清戦争の巨額の戦費を国庫剩余金と軍事公債で支弁し、戦費を臨時軍事費特別会計制度で会計処理する日清戦時財政は、第一次朝鮮出兵から約半年間をかけ、法的に整備されていったのである。

### 第3章 日清戦時財政法の意義

以下、日清戦時財政法の意義を検討するため、臨時軍事費特別会計制度、軍事公債、日銀と戦時財政の順にみていこう。

#### 第1節 臨時軍事費特別会計制度の意義

「臨時軍事費特別会計法」(1894年法律第24号)は、「会計法」第30条「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」<sup>(45)</sup>の規定に基づくものであった。同法制定の趣旨は、「許多ノ臨時軍事費ヲ要シ之レカ支弁ノ為メ公債募集等ノ挙アリ其歳入歳出ハ自ラ一般会計ト混同スヘカラス又出納整理上一般ノ会計年度ニ依ルヘカラサル」<sup>(46)</sup>ためであると説明された。

同法により、日清戦争に要する戦費は、一般歳入・歳出と区分され、同年6月1日より戦争終局までを一會計年度とする臨時軍事費特別会計によって処理されることとなった。戦費を一般会計と切り離して処理する方法は、既に西南戦費を一般会計と別途処理することを定めた、1877年の「九州地方賊徒征討ニ関スル費途区分」(太政官達第76号)で行なわれていたが、「臨時軍事費特別会計法」<sup>(47)</sup>はこの西南戦時の制度を発展させたものであった。

本来、予算には、款・項・目の順序で予算区分が設けられ、各歳出の目的が明示されるが、帝国議会に提出された臨時軍事費予算は、極めて簡易のものであった。即ち、第7議会に提出された1億5,000万円の臨時軍事費予算は、「臨時軍事費ノ歳入歳出ヲ各一億五千万円ト定メ其款項ノ金額ハ別冊歳入歳出予算ニ拠ルヘシ」とされ、別冊で歳入「第一款 軍資金 金一億五千万円 第一項 軍資金 金一億五千万円」、歳出「第一款 臨時軍事費 金一億五千万円 第一項 臨時軍事費 金一億五千万円」<sup>(48)</sup>と記載されたのみであった。これは、第8議会に提出された追加予算案も同様である。

臨時軍事費特別会計制度は、戦局の変化に応じて臨機応変の予算措置ができ、一般会計のような区分の詳細を示さないことで軍事機密を保持できる制度であり、議会の統制が及ばない特殊な軍事予算を組むことのできる制度であった。<sup>(49)</sup>

そのため、政府・軍部・大蔵省にとって、同制度は、戦時財政構造を構築する上で、非常に有用かつ効果的な制度として機能した。このことは、1894年10月20日の衆議院本会議で、渡邊蔵相は、臨時軍事費予算について「軍備ノ必要ナル理由ノ如キハ厥々陳弁シマセヌ、故ニ本大臣ノ望ム所ハ提出各法案予算案ニ向ッテハ十分ノ審議ヲ尽サレテ成ルベク簡捷敏活ナル手段ヲ以テ議案ヲ通過」するよう要請したことによっても実証されよう。

日清戦争の臨時軍事費特別会計は、1897年3月9日の「臨時軍事費特別会計ニ關スル法律」（法律第10号）により、同年3月31日で完結されるが、同決算では歳入額2億2,523万円、歳出額約2億円に達した。剰余金2,344万円は、同法第5条の規定により、一般会計歳入に繰り入れられるが、日清戦争は、開戦直前の一般会計歳出の実に2.5倍の戦費<sup>(51)</sup>を要する大戦争となった。臨時軍事費特別会計制度は、帝国憲法制定後、このような国力を超越した対外戦争を可能にする会計処理を初めて可能にしたのである。

## 第2節 軍事公債発行の経緯とその結果

日清戦期には、戦時・戦後の①1894年8月、②同年11月、③1896年3月の都合3度、軍事公債が公募された。既述の通り、日清戦費総額の半分超は軍事公債で賄われ、日清戦時財政運営に大きな比重を占めた。日清戦争の勝敗の鍵は、軍事公債の成功に関わっていたのである。

既述の通り、1894年8月14日に「朝鮮事件費ニ關スル財政上必要処分ノ件」（勅令第143号）が公布され、借入金及び軍事公債の公募で戦費が調達されることとなった。そして8月16日の「軍事公債条例」（勅令第144号）で、5,000万円以下の軍事公債を利子6%以下で公募することが決定された。翌17日には「軍事公債取扱順序」（大蔵省令第15号）により軍事公債の取扱方法が示され、同日の大蔵省告示第32号により、「軍事公債条例」第4条に基づく第1回軍事公債の募集に関する告示がなされた。

第1回の軍事公債は、利率5%で3,000万円が募集され、募集超過の場合は、応募価格高額なものから順に交付され、総額に達し次第交付を停止とされた。公債の購入希望者は、日銀本店・支店等に申し込むものとされ、応募

金払込は金融市场への影響を勘案して、第1期～第8期までの8回の分割方式とされた。また、応募者の都合で、全額または半額を一時に払込み、繰り上げて振り込むことも可能とされた。勅令第144条では5,000万円以下の軍事公債を利率6%以下としていたのに対し、実際の公債発行が3,000万円、利率5%に抑えられたのは、公債発行により一時に多額の資金を市中から吸収すれば、市場通貨の欠乏から経済逼迫を惹起すること、株式その他の市場攪乱につながることを考慮し、高利公債を発行せずに国民の「忠君愛国之心」に「信依」したからであった。<sup>(53)</sup>

当時の新聞報道によると、軍事公債発行には賛否両論があった。まず、軍事公債は「所謂愛国公債なる性質」であり「無利息」にすべきとの論調もあった。<sup>(54)</sup> また、年利5%は欧米諸国と比較すれば好条件であり、「貴族豪富は申すまでもなく市井閭巷の賤民に至る迄」「争ひ進んで之に応すべきや火を見るよりも明か」<sup>(55)</sup> だとして、国民の「利己心」にも訴求したものとの論調もあった。こうした利率の国際的好条件もあってか、東京や横浜在住の外国人が軍事公債に応募する事例もあった。<sup>(56)</sup>

上述したような論調のほか、公債は資本家が生産的事業に投すべき資本を「不生産的」に使用するものであるため、戦費調達は公債より献金の方が望ましいとの論調もあった。<sup>(57)</sup> 事実、報国会による献納金奨励運動もあったが、大蔵当局は献金より公債が望ましいと考えていた。その理由は、献金での数億円規模の戦費調達は「全国人民か倒まに立つても出来るもの」でなく、「五円の金を献金されるより…（中略）…百円を貸して呉れる方が都合が宜い」と考えていたからである。要するに、大蔵省は、国民の遊休資金から捻出される献金ではとても巨額の戦費は賄えないが、元本と利子払いに政府が責任を持つ公債であれば、国民が奮って応じ巨額の戦費調達は可能だと考えたのである。<sup>(58)</sup>

事実、第1回の公募では、前例のない3,000万円の公債に対して申込口数11万9,000口、募集総額7,700万円に達する好成績となった。<sup>(59)</sup> しかし、払込分割方式を採用したため、公債収入金を「直に支出に供用する能はず」、戦費支払が滞る場合もあった。そこで大蔵省は、「國庫出納上一時貸借ニ関スル法律」（1894年法律第16号）に基づき、戦費不足分を日銀借入金で賄った。しかしそ

れでも、戦費の一時不足分を十分に補填できなかった。そこで、大蔵省は「軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律」(1894年法律第25号)に基づき、11月22日に2回目の軍事公債を総額5,000万円、年利5%の条件で新規公募し、応募金払込は7回の分割方式を採用した(大蔵省令第19号・同省告示第40号)。この第2回公募は、第1回の公募から僅か3カ月という短期間での追加募集であったが、申込口数約17万口、募集総額9,000万円に達した。<sup>(61)</sup>

このように、総額8,000万円に及ぶ二度の軍事公債公募は結果的に成功裏に終わったが、募集当初は経済界の不況や戦争の勝敗への不安、前例のない多額の軍事公債であること等から、その成功には懸念も示されていた。そのため、渡邊蔵相は国民の「愛国心」を鼓舞しつつ、直接、あるいは府県知事らを通じ間接的に、有志家への応募奨励や各銀行への協力を要請した。府県知事らは、強力な行政指導による積極的勧誘や地域軍事支援団体による組織的勧誘活動を遂行した。<sup>(62)</sup> 地域によっては、府県庁が備荒貯蓄金で公債を購入したり、市町村が郵便貯金等の基本財産で公債を購入したり、<sup>(63)</sup> 応募競争を誘導して公債額を地域に割り当てる事例もみられた。<sup>(64)</sup> しかし、地方の経済状況や行政指導の違い、戦争による生業への悪影響もあり、「愛国心」だけでは軍事公債を十分に確保することは容易ではなかった。<sup>(65)</sup>

### 第3節 日本銀行（日銀）と戦時財政

#### 1：日銀の政府貸付

このような状況下にあって、戦費調達に貢献したのは日銀であった。日銀は「軍資金ハ公債募集金ニ取ルコト勿論」と考えていたが、巨額の戦費を賄うためには「勢本行ヨリ貸上ヲ爲シ以テ其ノ不足ヲ補ハサルヘカラス」と考えており、日銀総裁の川田小一郎も「若し市場に於て（軍事公債への一筆者注）応募者あらずんば日本銀行一手にても之を引受くる迄の決心」<sup>(66)</sup>で協力した。<sup>(67)</sup>

まず日銀は、軍事公債応募金の分割方式を採用することを支援した。具体的には、前例のない巨額の軍事公債発行による金融市場への影響を勘案し、分割方式によって生じる戦費の一時不足を、日銀の政府貸上金で補充する方法を採用したのである。原則、臨時軍事費は公債募集金で調達され、一時不足が生じ

た場合、その不足分は国庫余裕金で補填するが、それもできない場合、日銀が政府に貸付けることとしたのである。

日清開戦に先立つ1894年6月12日、「国庫金出納上一時貸借ニ関スル法律」(法律第16号)が制定され、「一會計年度一時不足ヲ生スルトキハ相当ノ利子ヲ附シ日本銀行ヨリ借入ヲ為スコト」ができる(第2条)ものとなっていた。同法は、平時において「国庫ガ逼迫ノトキ…(中略)…日本銀行カラ借入レテ融通シ補填シ得」る道を拓くものであった。本来、国庫の一時不足には、準備金や大蔵省証券発行(「大蔵省証券条例」1884年太政官布告第24条)で対応することとなっていた。しかし大蔵省証券は、発行に日数を要し、「非常ノ事変等ニ遭遇シ支出ノ急ヲ告ケルコトアルニ臨ミ咄嗟之カ需求ニ応シ難キノ短所」もあった。法律第16号は、「国庫金融ノ便益ヲ増進」するため短期国債として日銀からの一時借入を可能にするものである。それゆえ、法律第16号は本来、日清戦時を想定したものではなかったが、大蔵省は同法に基づき戦費調達のため日銀から借入を行おうと考えたのである。しかし、この一時借入でも、戦費の一時的不足を十分に補填することはできなかった。

そこで、大蔵省は同年11月、「軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律」(1894年法律第25号)の「但募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム」との但書に基づき、日銀に対し年利5%で950万円の政府貸付を指令するとともに、法律第16号での借入返済、一時借入を繰り返しながら、戦費一時不足分を補填した。さらに、その後も大蔵省は、「軍費支弁ノ為公債募集ニ関スル法律」(1895年法律第8号)の但書に基づき、日銀への政府貸付を指令したため、日清戦時期を通じ、日銀の政府貸付金高は累増の一途を辿った。さらに、数度の軍事公債公募による市中の資金需要の高まりにも対応する必要に迫られた日銀は、同年12月29日、「兌換銀行券条例」(1884年太政官布告第18号、1888年勅令第59号)第2条第4項に基づき、大蔵大臣の認可を経て制限外の兌換銀行券を発行し、政府の軍資需要や軍事公債応募のための市中の資金需要に応えた。

## 2：日銀と軍事公債

政府貸付によって戦費調達に貢献した日銀は、さらに有力市中銀行と協議し

て各銀行の応募額を定め、各銀行が率先して公債に応募することで「一般ノ人気ヲ鼓舞」することにも努めた。加えて、第1回軍事公債応募開始直前の同年9月11日、日銀は、軍事公債の定期貸担保価格及び割引保証品・担保品価格を定め、軍事公債を担保に公債応募に必要な資金を、日銀から借り入れられるようする途も開いた。この理由は、軍事公債の市中消化が進まなければ、日銀からの政府貸付が増大の一途を辿り、対民間貸出の圧縮につながり、最終的には兌換停止に追い込まれるとの危機感があったからであった。大蔵省も、同月24日に「軍事公債仮証書売買譲与抵当ニ関スル取扱順序」(大蔵省令第17号)を定め、「整理公債条例」(1886年勅令第66号)及び「整理公債取扱順序」(1886年大蔵省令第30号)に基づき、軍事公債仮証書の売買・譲与及び抵当を可能にする対応をとった。

これらの対応により、日銀は「軍事公債に対して十分に日本中の財産家に万一払込に差支へる時には日本銀行で以て信用を貸して呉れると云ふことの保証」を与え、全国の資本家が「挙げて公債の募集に応ずること」を可能にした。軍事公債応募にあたり、「財産家の信用に対し日本銀行は金を貸す、其金を政府は軍用に充<sup>(75)</sup>てることができるようになった。この日銀の信用貸によって、華族ら資産家も積極的な軍事公債への応募が可能になった。市民の中にも、「所有田畠を抵当に入れて、金を借りてまで応募するもの」、「払込みの用意もなく、ただ銀行から借りるもの引当として応募する」者もでてきた。事実、日銀の手形割引担保中の軍事公債の比率は7.8%、定期貸担保中の軍事公債の比率は44.9%に上り、二度の軍事公債発行額の13.9%は日銀の定期貸又は担保品付手形割引の担保に用いられたのである。

さらに、1896年3月の第3回軍事公債発行では、部分的ではあるが、軍事公債の日銀の直接引受も行なわれた。この公募は、講和後の軍隊の引き上げや駐留、台湾平定の戦費の必要性から、<sup>(79)</sup>1894年法律第25号及び1895年法律第8号に基づき、総額3,500万円、年利5%で行われた(1896年大蔵省令第2号・第3号及び大蔵省告示第13号)ものであった。大蔵省令第2号では、まず1,000万円の軍事公債が募集された。しかし、戦争は終結し国民の愛国心の冷却や戦後景気による資金需要の高さもあり、一般公募は総額の16% (158万円) にとど

また、政府は、応募を打ち切り、同年3月24日、大蔵省議で「償金特別会計法」(同年、法律第6号)第1条・第2条の規定に基づき、不足額850万円の内500万円を償金特別会計で消化し、残額約150万円を日銀引受で消化することとし、部分的ではあるものの日銀の軍事公債の直接引受が行われたのである。大蔵省令第3号では、「整理公債条例」第6条第2項の規定に基づき、価額2,500万円の整理公債が公募された。しかし、当時の市場動向から公募は困難と判断され、その全額を預金部資金での引受とした。具体的には、国庫から余裕金2,100万円を日銀に預け入れ、日銀がそれを預金部に預入れる形で必要資金が調達された。<sup>(80)</sup>

以上のように、日銀の政府貸付と軍事公債公募への対応により、日清戦費調達は可能であった。日清戦争は、「日本銀行がなかつたら逆も戦争は出来」なかつたのである。日銀は、日清戦費調達の過程において、日銀の政府貸付(通貨増發)による軍事への先行的散布により、まず民間資金を潤沢ならしめ、その後に軍事公債の払込の形で民間から資金を吸収し、政府貸付金の返済に充当するという通貨還流の役割を果たすことによって、「日本における戦時財政の原型」を作り上げたのである。<sup>(81)</sup><sup>(82)</sup>

### おわりに

以上、本稿では、日清戦時財政構造について、戦時財政法を中心に検討し、以下の諸点を明らかにした。

第一に、日清戦争は朝鮮出兵を契機とするが、当初、朝鮮出兵自体が閣内不一致の下で進められた。そのため日本政府は、対清全面戦争に対する十分な事前準備のないまま、開戦後に漸次、戦時財政構造を整備しなければならなかつた。また、帝国議会が解散中であったこともあり、戦費調達のための法令は、初の憲法第70条の財政上の緊急処分により制定され、臨時議会召集後に事後承諾を得る方法が採られた。このように、衆議院解散中の緊急勅令に基づき、戦費支弁のための公債発行を可能にし、臨時議会召集後に事後承諾を得る方法は、日露戦争勃発前の装甲巡洋艦購入や満州事変勃発後の戦費調達の際に行なわれ

(84)  
る。

第二に、日清戦争では現実には戦時税は実施されなかつたが、開戦後に大蔵省が起草した「軍費意見」では、酒税・煙草税、所得増税、地租増徴等の戦時税構築が計画されていた。もちろん、増税額も僅かで戦時税は「非常手段」に過ぎなかつた。しかし戦況によつては、日清戦争で戦時税が構築される可能性もあつたのである。従つて、日清戦時財政構造の構築過程において、「近代的意味における任意公債の発行と租税」で戦費調達を行う戦時税財政構造は、大蔵省起草の「軍費意見」の中に、萌芽的に出現していたと考えることができるのである。

第三に、日清戦争では、初めて「臨時軍事費特別会計法」が公布され、一般歳入・歳出と区分し、開戦から終局までを一会計年度とする臨時軍事費特別会計により戦費を処理する仕組みが創出された。同制度は、議会の関与を制限し、戦局の変化に伴い臨機応変な予算費目の流用を可能にする制度として機能し、当時の一般会計歳出の2.5倍の戦費を要する日清戦争遂行に貢献した。この制度は、日露戦時・第一次世界大戦時・日中戦争時からアジア太平洋戦争時にも制定される。<sup>(85)</sup> 日中戦期には、大蔵省は日清戦争以来の「前例」を踏まえ、同制度の設置を決定したといわれる。<sup>(86)</sup> まさに、日清戦期の臨時軍事費特別会計法は、戦争国家日本の戦時会計法の先駆となつたのである。

第四に、日清戦争は、近代日本が軍事公債発行により初めて戦費を調達した「軍事公債ノ起因」となつた。事実、軍事公債は日清戦時財政運営で大きな比重を占めた。この軍事公債の発行と臨時軍事費特別会計制度により、戦時財政の円滑な運用が可能となり、戦争遂行を財政面において支えた。日清戦争は、近代日本が「借金で戦つた戦争」の最初の成功例となり、軍事公債が「戦争に勝利する最大の手段」であることを政府・財政当局者に印象付ける契機となつたのである。

第五に、日清戦争は、「日本銀行がなかつたら逆も戦争は出来」ないという戦時における日銀の重要性を、政府が認識する契機となつた。日露開戦に先立ち、大蔵省は戦時財政運営の事前準備を進めるにあたり、日銀総裁の更迭を行つてゐる。1903年10月、第一次桂太郎内閣の曾禰荒助蔵相は、かつて政府貸上

げの増加要求を拒絶していた山本達雄日銀総裁を任期満了に伴い更迭し、大蔵省理財局長の松尾臣善を総裁に据えた。<sup>(89)</sup>松尾は、既述した大蔵省の「軍費意見」<sup>(90)</sup>起草のメンバーであり、日清戦時財政構造の構築過程において、大蔵省主計局長の立場で尽力した人物でもある。この総裁更迭は、「戦時財政になれば、もう大蔵省が日本銀行を乗取て」「日本銀行を大蔵省の自由にしてしまう覚悟」<sup>(91)</sup>の下で行われた処置であった。

また、日清戦時財政構築の過程で、日銀が政府に貸付を行うことで、政府はその借入金を軍事の分野に先行的に散布し得た。この結果、まず民間資金が潤沢となり、その後、政府が軍事公債発行で民間から資金を吸収し、政府はその資金を日銀からの借入金の返済に充当することができた。このような日銀の役割は、「日本における戦時財政の原型」<sup>(92)</sup>であった。というのも、その役割は、日銀が「いつたん全部の公債を引受け、政府資金が民間に廻つて行くにつれて、日銀引受けの公債を、漸次民間に買わせる」という満州事変以降の日銀の赤字国債引受の方法と本質的には変わらなかったからである。

もちろん日清戦争は、兵員的にも財政的にも国家の総力をあげて戦争協力体制を構築しなければならなかった「第0次」世界大戦とも評される日露戦争<sup>(94)</sup>とは比較にはならない。また日露戦争では、二度の「非常特別税法」<sup>(95)</sup>制定による戦時増税と戦費の約85%を賄う巨額の内外国債の発行も必要であった。このような巨額の内外国債発行は日清戦時財政では不可能であった。特に、日露戦時の巨額の外債発行は、日清戦後の戦争賠償金を元手にした金本位制への移行、それに伴う欧米市場での日本国債のリスクプレミアム<sup>(96)</sup>の縮小、1902年の日英同盟締結による日本の国際的信用の向上等が必要であった。

しかし、日清戦時財政構造には、日露戦争以降の日本の対外戦争遂行を支えた戦時財政法が萌芽的に出現していた。このような意味において、日清戦時財政構造には、戦争国家日本の戦時財政構造の先駆的意義を見出すことができるのである。

(1) 「朝日新聞」2023年6月17日、1頁。

(2) 「朝日新聞」2023年2月22日、14頁。

(3) 例えば、「第五部 大蔵委員会会議録第三号 昭和四十一年一月十七日【参議

院】」27頁、「第一類第十三号 予算委員会議録第九号 昭和四十一年二月九日」21頁を参照。

- (4) 以上の叙述は、平井平治『財政法逐条解説』一洋社、1949年、37頁、40頁（国立国会図書館所蔵）、佐藤良「防衛費増額の財源をめぐる議論」『国立国会図書館調査と情報 - ISSUE BRIEF』No.1225、2023年、6～7頁。

平井は、当時、大蔵省主計局職員で、この財政法案の企画・立案に参画した人物（佐藤・同上、6頁）であるが、平井は、「我が国の昭和七年度以来の公債を仮に国会が認めなかつたとするならば、現在の我が国は如何になつていたかいわずして明らかである。換言するならば公債のないところに戦争はないと断言し得るのである。従つて、本条は又憲法の戦争放棄の規定を裏書保証せんとするものであるとも言い得る。」と述べた（平井・同上、40頁）。

- (5) 管見の限りでも、室山義正『近代日本の軍事と財政』東京大学出版会、1984年、井手英策『高橋財政の研究』有斐閣、2006年、原朗『日本戦時経済研究』東京大学出版会、2013年、関野満夫『日本の戦争財政』中央大学出版部、2021年、小野圭司『日本戦争経済史』日本経済新聞出版本部、2021年、玉木俊明『戦争と財政の世界史』東洋経済新報社、2023年、小野圭司『戦争と経済』日本経済新聞出版、2024年など枚挙に暇がない。

- (6) 原田敬一『日清戦争論』本の泉社、2020年、7頁。

- (7) 管見の限りでも、中塚明『日清戦争の研究』青木書店、1995年、高橋秀直『日清戦争への道』東京創元社、1995年、宮地正人『国際政治下の近代日本』山川出版社、2001年、原田敬一『日清戦争』吉川弘文館、2008年、大谷正『日清戦争』中央公論新社、2014年、原朗『日清・日露戦争をどう見るか』NHK出版、2014年、千葉功『日清・日露戦争』『岩波講座 日本歴史 第16巻』岩波書店、2014年、佐々木雄一『日清戦争—日本と東アジアの転換』小林和幸編『明治史講義【テーマ編】』筑摩書房、2018年、原田・同上『日清戦争論』、佐々木雄一『リーダーたちの日清戦争』吉川弘文館、2022年、檜山幸夫『日清戦争の研究』上巻～下巻、ゆまに書房、2022～2023年などがある。

- (8) 檜山・同上『日清戦争の研究』上巻、7頁。

- (9) 成田龍一『近現代日本史との対話』集英社、2019年、188頁。

- (10) 檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』上巻、426頁。

- (11) 山中永之佑『帝国日本の統治法』大阪大学出版会、2021年、4～5頁。

- (12) 柳田民蔵『軍事税および戦時経済』社会主義協会出版局、1981年、23頁。

- (13) 『明治財政史』第8巻、吉川弘文館、1972年、155頁。

- (14) 『大蔵省史』第1巻、大蔵財務協会、1998年、278頁。

- (15) 日清開戦の経緯に関する叙述は、特にことわりのない限り、宮地・前掲注(7)

- 『国際政治下の近代日本』83~84頁、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』上巻、312~326頁に依拠している。
- (16) 千葉・前掲注(7)「日清・日露戦争」129頁、伊藤之雄『伊藤博文』講談社、2017年、356~368頁。
- (17) 伊藤・同上、369頁、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』上巻、312~326頁。
- (18) 趙景達『近代朝鮮と日本』岩波書店、2012年、107頁。この提案は、陸奥外相と大鳥公使とが謀って行った、対朝・対清戦争のきっかけをつくるための措置であったという(千葉・前掲注(7)「日清・日露戦争」130頁)。
- (19) 趙・同上、107頁、佐々木・前掲注(7)「日清戦争—日本と東アジアの転換」278~283頁、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』上巻、187~498頁。
- (20) 『阪谷芳郎伝』故阪谷子爵記念事業団、1951年、139~140頁。
- (21) 第一次朝鮮出兵に関する叙述は、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』上巻、313~336頁による。
- (22) 「警部巡回朝鮮国派遣諸費ヲ第二予備金ヨリ支出ス」『公文類聚』第18編・明治27年・第23巻・財政門9・会計9(臨時補給1・第二予備金支出)、「朝鮮事件ニ関シ警察官同國へ派遣諸費ヲ國庫剩余金ヨリ支出ス」『公文類聚』第18編・明治27年・第25巻・財政門11・会計11(臨時補給3・国庫剩余金支出2)、「朝鮮国派遣警察官諸費ヲ朝鮮事件費トシテ国庫剩余金ヨリ支出増額ス」『公文類聚』第18編・明治27年・第25巻・財政門11・会計11(臨時補給3・国庫剩余金支出2)(以上、国立公文書館所蔵)。
- (23) 「朝鮮事件費ヲ国庫剩余金ヨリ支出ス」『公文類聚』第18編・明治27年・第24巻・財政門10・会計10(臨時補給2・国庫剩余金支出1)(国立公文書館所蔵)。
- (24) 檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』下巻、94~96頁。
- (25) 前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、273頁。
- (26) 前掲注(13)『明治財政史』第8巻、680頁。
- (27) 伊藤博文・金子堅太郎『帝国憲法皇室典範義解 憲法制定の精神』呉PASS出版、2015年、120~121頁。
- (28) 前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、273~278頁。
- (29) 以下、「軍費意見」に関する叙述は、特にことわりのない限り、『明治財政史』第2巻、吉川弘文館、1971年、34~40頁、室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』208~212頁、前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、274~275頁による。
- (30) 小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』107頁。だが、日清戦争の動因兵力は西南戦争とは比較にならず、結果的には参考にならなかった(小野・同上、108頁)。
- (31) 前掲注(29)『明治財政史』第2巻、34~35頁。
- (32) 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会、1982年、第一編第一章。所得

税確立以前に産業革命の緒を迎えたイギリスでは、資本関係創出期の税制の主軸は間接消費税であり、間接消費税は「『近代的租税制度』の根幹」であった（佐藤・同上、4～5頁）。

- (33) 室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』208～210頁。
- (34) 『日本銀行百年史』第1巻、日本銀行、1982年、461頁。
- (35) 古川隆久『戦時議会』吉川弘文館、2001年、6頁。
- (36) 「臨時軍事費特別会計法、軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律及臨時軍事費予算ヲ定ム附明治二十七年直利第百四十三号・(朝鮮事件費ニ関スル財政上必要処分ノ件)・ハ貴衆両院ニ於テ承諾スヘキモノト議決ス」『公文類聚』第十八編・明治二十七年・第十五巻・財政門一・会計一(会計法一)(国立公文書館所蔵)。
- (37) 以上の叙述は、前掲注(29)『明治財政史』第2巻、21～22頁、前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、275～276頁による。
- (38) 同上『明治財政史』第2巻、8～21頁、「衆議院議事速記録第二号 明治二十七年十月二十一日」14頁、「衆議院議事速記録第二号 明治二十七年十月二十二日」10頁、室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』201頁。
- (39) 「衆議院議事速記録第二号 明治二十七年十月二十日」10～11頁。
- (40) 古川・前掲注(35)『戦時議会』9～10頁。
- (41) 千葉・前掲注(7)「日清・日露戦争」132頁、佐々木・前掲注(7)「日清戦争—日本と東アジアの転換」284頁。
- (42) 前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、277頁、小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』115頁。
- (43) 「衆議院議事速記録第三十七号 明治二十八年二月二十二日」『官報』号外明治二十八年二月二十三日』626頁。
- (44) 「衆議院議事速記録第三十八号 明治二十八年二月二十三日」『官報』号外明治二十八年二月二十四日』642頁。
- (45) 西尾林太郎『阪谷芳郎』吉川弘文館、2019年、52頁。
- (46) 前掲注(36)「臨時軍事費特別会計法、軍費支弁ノ為メ公債募集ニ関スル法律及臨時軍事費予算ヲ定ム附明治二十七年直利第百四十三号・(朝鮮事件費ニ関スル財政上必要処分ノ件)・ハ貴衆両院ニ於テ承諾スヘキモノト議決ス」。
- (47) 小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』86頁、108～109頁。
- (48) 大前信也「臨時軍事費特別会計の政治的意味—大蔵省の「戦争責任」—」『戦略研究22国際環境の変化と戦略』芙蓉書房出版、2018年、110頁。
- (49) 「第七回帝国議会 衆議院 本会議 第二号 明治二十七年十月二十日」9頁。
- (50) 吉田裕『アジア・太平洋戦争』岩波書店、2008年、30頁、大前・前掲注(48)「臨時軍事費特別会計の政治的意味」109頁、131～132頁、135頁。

吉田氏は、満州事変以降の臨時軍事費特別会計が「大蔵省の審査も不充分な形でしか行われず…（中略）…政府のコントロールも完全には及ばない」制度であった（吉田・同上、同頁）とされるが、大前氏は、大蔵省は陸海軍の臨時軍事費の詳細を承知しており、予算の制約による戦争拡大を止められなかつたものの、大蔵省が臨時軍事費特別会計制度を導入、運用することで、戦争遂行に財政技術面から貢献した（大前・同上、128～135頁参照）とされる。

なお、日清戦期の臨時軍事費特別会計法・同予算でも、第7議会への法案提出前に、大蔵省側で臨時軍事予算案が決定され、大蔵省主計局予算決算課長兼貨幣課長であった阪谷芳郎が、軍当局者との話し合いを経て議会に提出した。また、日清開戦から平和克服までの間、「財政上仮令一錢一厘たりとも」阪谷の目を通らない支出は「皆無」で、阪谷が日清「戦時財政の事実上の担当者」（前掲注(20)『阪谷芳郎伝』153頁、西尾・前掲注(45)『阪谷芳郎』50～52頁）であった点を考慮すれば、臨時軍事費特別会計制度には、当初から大蔵省が深く関与し、戦時財政構築に大きな役割を果たしたと考えられる。

- (51) 西尾・同上、52頁。
- (52) 小野圭司氏は、1895年10月3日（勅令第137号）「明治二十七八年ノ戦役ニ関シ賜フ所ノ一時賜金軍事公債証書ヲ以テ交付ノ件」で1,000万円の臨時特別発行され、一時賜金で引受けられたものも含め、同年3月の軍事公債を第3回、1896年3月の軍事公債を第4回と数えている（小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』116頁）が、『明治財政史』では「第三回募集（即チ第四回発行二相当ス）」（前掲注(13)『明治財政史』第8巻、579頁）としているため、本稿では市中公募された3度の軍事公債に限定して叙述している。
- (53) 『東京経済雑誌』第740号、1894年8月25日、268頁、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、463頁。
- (54) 『讀賣新聞』1894年8月16日、2頁。
- (55) 『東京朝日新聞』1894年8月17日、1頁。
- 同紙は、公債利子は国家の信用を示すものであり、イギリスロンドン市公債利率は1.5%内外、ドイツやフランス公債利率は2～3%でも応募者がいる状況にあり、日本では6%以内の公債利子でも、国民は争ってこれに応ずるであろうともしている。
- (56) Soyeda, Jiuchi, (添田寿一) "National Debt in Japan" *THE ECONOMIC JOURNAL* Vol.5, pp. 292, 1895、井上琢智「添田寿一と日清・日露戦争—*Economic Journal* 宛公開書簡に見る外債募集と黃禍論」『甲南会計研究』9号、2015年、3～4頁。
- (57) 『東京経済雑誌』第745号、1894年9月29日、483～484頁。

- (58) 『讀賣新聞』1894年8月22日、2頁。
- (59) 阪谷芳郎「戦時及戦後経済」『東京経済雑誌』第798号、1895年、695～696頁。  
この点、元老・松方正義も、軍事献金の志を持つ者は献金より軍事公債に応募すべきだと考え、銀行業者や財産家に軍事公債への応募を呼び掛けていた（『讀賣新聞』1894年9月13日、2頁）。
- (60) 前掲注(13)『明治財政史』第8巻、565～579頁、室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』202頁。
- (61) 前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、465頁。
- (62) 前掲注(13)『明治財政史』第8巻、565～579頁、室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』202頁。
- (63) 室山・同上、202頁、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』下巻、96頁。
- (64) 例えば、『讀賣新聞』1894年8月19日、5頁、8月22日、2頁、8月23日、5頁、『東京朝日新聞』1894年12月8日、1頁、前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、278～279頁。
- (65) 府県知事らの公債奨励の実態については、檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』下巻、97～107頁を参照されたい。
- (66) 『銀行通信録』第125号、東京銀行集会所、1896年、36～37頁（国立国会図書館所蔵）。
- (67) 檜山・前掲注(7)『日清戦争の研究』下巻、96～97頁、100頁、107頁。
- (68) 『日本金融史資料明治大正編』第10巻、大蔵省印刷局、1957年、192～193頁。
- (69) 『東京朝日新聞』1894年8月22日、2頁。
- (70) 以下、日銀の戦費調達に対する支援は、特にことわりのない限り、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、463～468頁に依拠している。
- (71) 『貴族院議事速記録第二号』明治二十七年五月十七日 国庫金出納上壱時貸借ニ関スル法律案 第一読会 14頁。
- (72) 前掲注(13)『明治財政史』第8巻、175～177頁、204～205頁。
- (73) 前掲注(68)『日本金融史資料明治大正編』第10巻、199頁、208頁。
- (74) 事実、1894年8月5日の段階では、三井・岩崎・第十五国立銀行等で第一回軍事公債総額の半額にあたる1,500万円の応募がなされた（松本謙堂編『征清蘿下日誌』藤森岩太郎、1895年、59頁〔国立国会図書館所蔵〕）。
- (75) 阪谷・前掲注(59)「戦時及戦後経済」697頁。
- (76) 例えば第2回公募では、華族会館の応募100万円を筆頭に総計467万5,400円の華族からの応募があった（檜山幸夫編『伊藤博文文書 第一〇五卷』ゆまに書房、2014年、335～343頁）。
- (77) 高橋是清著・上塚司編『高橋是清自伝（下）』52頁、58頁、小野・前掲注(5)（阪大法学）74（3・4-426） 1040〔2024.11〕

- 『戦争と経済』121～123頁。
- (78) 前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、464頁。
- (79) 小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』116頁。
- (80) 以上、第3回軍事公債に関する叙述は、前掲注(66)『銀行通信録』第125号、36～37頁、前掲注(29)『明治財政史』第2巻、627頁、前掲注(13)『明治財政史』第8巻、580～581頁、592頁、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、515～516頁、小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』117頁による。
- (81) 阪谷・前掲注(59)「戦時及戦後経済」697頁。
- (82) 室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』205～206頁、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、468頁。
- (83) 小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』115頁、136～138頁を参照。
- (84) 満州事変期の緊急勅令に基づく軍事公債発行については、『昭和財政史』第6巻、東洋経済新報社、1954年、175～178頁を参照。
- (85) 金澤史男「臨時軍事費特別会計」『明治時代史大辞典』吉川弘文館、2013年、864頁。
- (86) 大前・前掲注(48)「臨時軍事費特別会計の政治的意味」132～133頁。
- (87) 玉木・前掲注(5)『戦争と財政の世界史』14頁。
- 例えば、第84回帝国議会衆議院の予算委員会審議において、東条英機内閣の賀屋興宜蔵相は「私ハ国債ガ増大スレバスル程戦争ニ勝ツ可能性ガ多イト思フ、国債ヲ余計出セナイヤウナ状態…（中略）…ハ、敗戦ノ傾向ノ状態デアル…（中略）…多クノ公債ヲ出シテ戦争生産力ヲ増大シ得ル情況ガ勝ツ為ニ必要デアリマス…（中略）…公債ガ増加スルト云フコトハ、寧口勝ツコトノ可能性ヲ包蔵シテ居ル」と答弁している（前掲注(84)『昭和財政史』第6巻、394～395頁、富田俊基『国債の歴史』東洋経済新報社、2011年、429頁）。
- (88) 阪谷・前掲注(59)「戦時及戦後経済」697頁。
- (89) 吉野俊彦『歴代日本銀行総裁論』講談社、2014年、99頁。
- 山本達雄日銀総裁に関する諸評価については、石井寛治『日本銀行金融政策史』東京大学出版会、2001年、32～33頁が詳しい。
- (90) 前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、461頁。
- (91) 前掲注(14)『大蔵省史』第1巻、365～366頁、『日本銀行百年史』第2巻、日本銀行、1983年、153～154頁、『回顧三十年日露戦争を語る』尚友俱楽部、1994年、32～33頁。
- (92) 室山・前掲注(5)『近代日本の軍事と財政』205～206頁、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、468頁。
- (93) 梅井義雄『財閥と資本家たち』学風書院、1956年、120～121頁、吉野俊彦『日

- 本銀行史』第2巻、春秋社、1976年、348頁、前掲注(34)『日本銀行百年史』第1巻、468頁、吉野・前掲注(89)『歴代日本銀行総裁論』53~55頁。
- (94) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、2009年、10頁、宮地・前掲注(7)『国際政治下の近代日本』114頁、小野・前掲注(5)『日本戦争経済史』130頁など。
- (95) 日露戦時の「非常特別税法」については、宮地・同上『日露戦後政治史の研究』10~16頁、中尾敏充「非常特別税法の継続化と税制整理(1)」『阪大法学』180号、1996年、「非常特別税法の継続化と税制整理(2)」『阪大法学』214号、2001年を参照されたい。
- (96) リスクプレミアムとは、リスクのある資産の期待收益率から無リスク資産の收益率を引いた差のことである。欧米では、未だ文明国と認められていなかった日本の国債は、リスクヘッジのため年利を高くしたり、担保を付けたりしないと買いたい手が付かなかった。しかし、金本位制採用は日本の信用を高め、年利5%程度での公債公募が可能となった。
- (97) 西尾・前掲注(45)『阪谷芳郎』69~71頁、85~86頁。

\*本稿は、2024年6月1日に名古屋大学において開催された、法制史学会中部部会における報告を加筆・修正したものである。同報告では、中京大学名誉教授の石川一三夫先生、愛知大学法学部教授の大川四郎先生、名古屋大学大学院法学研究科教授の林真貴子先生、名城大学法学部教授の西村貴裕先生、名城大学法学部准教授の代田清嗣先生より、貴重なご教示を賜りました。また、中京大学総合政策学部准教授の中村将人先生には、戦前日本の会計処理に関するご教示を頂きました。なお、本稿の作成にあたっては、大阪大学名誉教授の山中永之佑先生より、懇切なご指導を頂戴いたしました。この場をお借りして、諸先生方に対し、厚く御礼を申し上げます。